

第 6 章 重点施策と施策進捗度点検項目



重点的に取組む施策と点検項目

ここでは、概ね5年間のうちに着手、継続、完了する施策のうち重点的に取り組む施策を第3次鎌倉市総合計画第2期基本計画実施計画に搭載された施策を中心に引き上げその施策の方向性を示します。

また、この重点的に取り組む施策の進捗状況を計るための点検項目を示し、施策の実現を図ります。

重点的に取り組む施策と点検項目

1 人口の年齢構成バランスに配慮した住まいづくりを進めます

施策	定期借家権制度の活用による空家住宅の提供
内容	若年ファミリー層の転入促進・転出抑制促進を図るため、市内における空家住宅の実態調査を行い、賃貸可能な住宅の状況を把握するとともに、定期借家権制度を活用した賃貸制度と物件の情報発信システムを構築します。
施策の方向性	主として、住宅団地内の空家を定期借家権制度に基づく、賃貸可能な物件として提供できるよう市の空家住宅情報として登録するとともに、若年ファミリー層向けとしてインターネット等で発信します。同時に、本物件への家賃補助制度等についても検討します。
実施主体	建築住宅課
点検項目	提供可能な空家住宅の登録数

施策	高齢者向け住宅施策の推進
内容	「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づく高齢者向け優良賃貸住宅の建設誘導、高齢者円滑入居賃貸住宅の登録推奨と終身建物賃貸借制度の普及を図るとともに、これら情報の発信により高齢者の賃貸住宅への入居の円滑化を図ります。
施策の方向性	高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく高齢者向け優良賃貸住宅の建設誘導、高齢者円滑入居賃貸住宅の登録推奨、終身建物賃貸借制度の普及を図ります。特に、高齢者円滑入居賃貸住宅については、高齢者居住支援センター（高齢者住宅財団）との連携により、本市からの情報発信も行い、高齢者の賃貸住宅への入居を容易にします。
実施主体	建築住宅課
点検項目	高齢者向け優良賃貸住宅の確保戸数、高齢者向け円滑入居住宅の登録戸数、終身建物賃貸借住宅の登録戸数

施 策	大船駅東口市街地再開発事業による良質な住宅・住環境の確保
内 容	大船駅東口市街地再開発事業の推進により、土地の高度利用による良質な都市型住宅の供給を図ります。
施策の方向性	大船駅東口市街地再開発事業で計画されている住宅において良質な都市型住宅を導入し、多世代に対応した住宅の供給を図ります。
実施主体	再開発課
点検項目	大船駅東口市街地再開発事業の事業認可に伴う、施設建築物計画における住宅戸数

施 策	深沢地域国鉄跡地周辺総合整備事業による良質な住宅・住環境の確保
内 容	第2期基本計画のリーディングプロジェクトの一つである深沢地域国鉄跡地周辺総合整備事業の積極的な推進を図り、市営住宅の建替えをはじめ都市型住宅等の誘致を図り、さまざまな世代の定住・転入促進を図ります。
施策の方向性	深沢地域国鉄跡地周辺総合整備事業において、さまざまなニーズに対応した住宅と誘導目標人口の確保を図ります。
実施主体	鎌倉深沢地域整備課、建築住宅課
点検項目	深沢地域国鉄跡地周辺総合整備事業の推進により、導入機能に住宅が位置づけられ、本プランでめざした機能の住宅確保戸数

施 策	住宅政策に関する総合PR誌の作成
内 容	国、県、市が実施している住宅政策を集約し、住宅に関する総合PR誌を作成します。
施策の方向性	国、県、市をはじめ、関係機関等が所有する住宅政策・住宅情報をまとめ、「住宅読本」として広く市民等への活用を図ります。
実施主体	建築住宅課
点検項目	住宅政策に関する総合PR誌の作成

2 鎌倉らしい住宅・住環境の保全と創造をめざします

施 策	良好な住環境の創出に向けた高度地区等の指定と運用
内 容	地域の良好な景観・周辺環境の維持及び都市機能の集中の抑制など、バランスのとれた土地利用の推進のため、建築物の高さの最高限度等を定める高度地区等の指定を検討し都市計画決定をめざします。
施策の方向性	高度地区等の指定により、高さ規制の無い地域(高度利用地区を除く)において建築物の高さを誘導し、古都としての景観の維持、土地利用の推進、各用途地域の目的に応じた適正な土地利用を考慮したまちづくりを行います。
実施主体	都市計画課
点検項目	高度地区等の都市計画決定

施 策	住宅建設ガイドラインの作成
内 容	良好な住環境の維持・保全に向けた鎌倉らしい住宅のあり方や環境に配慮した住まい作りを推進するため、住宅建設のガイドラインや環境共生型モデルを推奨します。
施策の方向性	鎌倉にふさわしい住宅の意匠・形態・色彩などを基準化し、建築や建替えの際に誘導を図り、鎌倉らしさを保全します。また、環境に配慮した住宅のモデル仕様を策定し、あわせて誘導を図ります。
実施主体	建築住宅課、都市景観課、建築指導課
点検項目	住宅建設ガイドラインの作成

施 策	開発計画に対する市民の意向を反映する仕組みの検討
内 容	計画的な土地利用と市民参画によるまちづくりを推進するため、鎌倉市まちづくり条例と市民の意向を反映する仕組みを含めた鎌倉市開発事業等における手続及び基準等に関する条例の見直しを行うとともに、まちづくり制度の体系的な整理を行います。
施策の方向性	まちづくり条例に規定している意見書、見解書の仕組みを、開発事業等における手続及び基準等に関する条例に盛り込むなど、開発計画に対する市民の意向が反映できる仕組みを構築します。あわせて、条例相互の関係を見直し、まちづくり制度の体系的な整理を行います。
実施主体	経営企画課
点検項目	市民の意向を反映する仕組みの構築

3 災害に強い安全な住環境の確保をめざします

施 策	住宅に対する耐震診断・耐震改修の促進
内 容	国の住宅・建築物耐震改修事業や地域住宅交付金制度の活用や耐震改修工事に対する国の融資制度や税制度をPRし、住宅に対する耐震診断・耐震改修を推進します。
施策の方向性	現行の耐震診断補助に加え、地域住宅交付金制度を活用した耐震診断改修事業補助制度を制定するとともに、国の耐震改修に係る融資制度・税制度をPRし、耐震診断・耐震改修を促進します。
実施主体	建築指導課、建築住宅課
点検項目	耐震診断・耐震改修の件数

施 策	市街地再開発事業による都市防災機能の向上
内 容	大船駅東口市街地再開発事業（第2地区）の新基本構想に基づき、都市計画決定（変更）及び事業の具体的な内容となる事業計画認可の手続きを進め、権利変換計画の認可取得をめざすなど、都市型住宅機能の導入や都市防災機能の向上に向け、早期の工事着工に向けた取組みを進めます。
施策の方向性	都市型住宅をはじめ、駅前にふさわしい施設建築物の建設とあわせて都市防災機能の向上を図るため、大船駅東口市街地再開発事業の事業着手に向けた各種手続の推進を図ります。
実施主体	再開発課
点検項目	事業着手への手続きの進捗度

施 策	地域コミュニティ活動の推進
内 容	地域における人間的なつながりを大切にした地域コミュニティの充実を図り、市民自治を着実に推進するため、日常生活に密着した、身近な地域コミュニティの範囲について検討するとともに、それぞれの地域ごとに、市民とともに、地域の特性を活かしたコミュニティ計画を策定します。
施策の方向性	地域コミュニティの活性化に向け、地域内でのコミュニティのあり方やNPOの活用、行政との連携などについて計画づくりを行います。
実施主体	経営企画課、市民活動課、福祉政策課
点検項目	コミュニティ計画を策定した地域の件数